

かすみがうら市環境保全推進員の新設について

会議・委員名	例 規	任期	組織	定員	実数	支払額	目 的	活動	改正案
1. 環境保全監視員	市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	1 年以内			2 人	1,857 円/時	不法投棄等監視及び行為者への指導等	3 日・4 日/週	継続
2. 環境審議会委員	市環境基本条例	2 年	関係機関代表 学識経験者	15 人以内	13 人	7,500 円/日 (非常勤条例)	環境基本計画の策定変更、環境保全推進に関する基本的事項	計画策定時	継続
3. 廃棄物減量等推進審議会委員	市廃棄物減量等推進審議会条例	2 年	学識経験者 関係団体代表 地域住民組織代表 その他市長	12 人以内	10 人	7,500 円/日 (非常勤条例)	市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量等に関する調査・審議を行い市長へ答申、一般廃棄物処理基本計画策定変更	計画策定時	継続
4. 環境美化委員	市環境美化に関する条例第 19 条第 1 項／市環境美化委員会設置要項	2 年	学識経験者 関係機関代表 その他市長	20 人以内	15 人	7,500 円/日 (非常勤条例)	地域におけるごみの投棄防止のため、①市民への指導・助言・啓発、②市への情報提供、提言、③その他必要な事項		⇒新制度に 統合 ※謝礼支払
5. 水質監視員	市水質監視員設置要綱	2 年	霞ヶ浦水域の水質保全に理解と積極性のある方から市長が委嘱	20 人以内	14 人	20,000 円/年 謝礼	水質汚濁の未然防止の啓発、地域住民の水質汚濁に関する意向を行政に反映させるため、月 2 回以上の巡視、通報、浄化実践活動の企画・立案・実施、住民への啓発	かすみがうら祭・年度末に活動報告書の提出	
6. 廃棄物不法投棄監視員	市廃棄物不法投棄監視員設置要綱	2 年	不法投棄防止に理解と積極性のある方から市長が委嘱	30 人以内	14 人	20,000 円/年 謝礼	廃棄物の不法投棄防止、早期発見、早期対応を図るため、月 1 回以上の巡視とともに監視、通報・啓発	年度末に活動報告書の提出	
7. ごみ減量推進会議委員	市ごみ減量推進会議設置要綱	2 年	市民の中から市長が委嘱	20 人	17 人	5,000 円/日 謝礼	ごみの減量を推進するため、調査・研究・提言・要請・指導・PR・その他	かすみがうら祭	
8. 家庭排水浄化推進協議会	家庭排水浄化推進協議会規約		女団連、水質監視員、その他会長…				霞ヶ浦の水質浄化のための行事参加、啓発、現地調査、食用廃油回収	イベント実施	継続

※その他、茨城県ボランティア U.D.協会監視員（本市 1 名）、地球温暖化防止推進員（本市 7 名）が県の活動を実施

改正案

令和 7 年度

会議・委員名	例 規	任期	組織	定員	実数	支払額	目 的	活動	改正案
1. 環境保全監視員	市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	1 年以内			2 人	1,857 円/時	不法投棄等監視及び行為者への指導等	3 日・4 日/週	継続
2. 環境審議会委員	市環境基本条例	2 年	関係機関代表 学識経験者	15 人以内	人	7,500 円/日 (非常勤条例)	環境基本計画の策定変更、環境保全推進に関する基本的事項	計画策定時	継続
3. 廃棄物減量等推進審議会委員	市廃棄物減量等推進審議会条例	2 年	学識経験者 関係団体代表 地域住民組織代表 その他市長	12 人以内	人	7,500 円/日 (非常勤条例)	市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量等に関する調査・審議を行い市長へ答申、一般廃棄物処理基本計画策定変更	計画策定時	継続
4. (新) 環境保全推進員 (エコガーディアンズ)	市環境美化に関する条例第 19 条第 1 項 (新) 市環境保全推進員設置要綱	2 年	関係機関代表・各地区から均等に委嘱・その他市長	20 人以内	15 人	25,000 円/年 (案) (非常勤条例)	各地区における主な活動内容 ・環境美化活動 ・ごみ減量活動 ・不法投棄通報 ・公害 (悪臭等) 通報 ・河川等水質通報 ・その他必要な事項	・通報 ・年間活動報告書 ・視察 ・イベント協力	新制度
5. 家庭排水浄化推進協議会	家庭排水浄化推進協議会規約		女団連、 (新) 環境保全推進員、その他会長…				霞ヶ浦の水質浄化のための行事参加、啓発、現地調査、食用廃油回収	イベント実施	継続

◆今後のスケジュール (案)

令和 6 年 11 月 12 日 文教厚生委員会

令和 7 年 3 月 第 1 回定例会に条例改正を上程予定

(環境美化に関する条例の一部改正、市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

令和6年かすみがうら市告示第●号

かすみがうら市環境保全推進員（かすみがうらエコガーディアンズ）設置要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、市の環境美化、脱炭素、ごみ、公害、水質等の生活全般にわたる環境問題の未然防止を図るとともに、必要な活動を行うことで市民が健康で衛生的な生活を営むことができるよう、かすみがうら市環境保全推進員を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（通称）

第2条 かすみがうら市環境保全推進員の通称は、「かすみがうらエコガーディアンズ」（以下「エコガーディアンズ」という。）とする。

（委嘱）

第3条 エコガーディアンズは、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市内に居住する者
- （2） 関係機関に属する者
- （3） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 エコガーディアンズの任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 市長は、エコガーディアンズが次の各号のいずれかに該当するときは、任期の満了前にあっても、その委嘱を解くことができる。

- （1） エコガーディアンズとしての職務が著しく不相当と認められるとき。
- （2） 病気その他心身の故障等により職務遂行が困難であるとき。
- （3） 前条第2号の規定により委嘱されたエコガーディアンズがその職を去ったとき。

(4) その他その職に必要な適格性を欠いていると認められるとき。

3 補欠により委嘱されたエコガーディアンズの任期は、前任者の残任期間とする。

(活動内容)

第5条 エコガーディアンズは、市との連携を密にすることとし、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境美化及び外来生物対応への協力及び推進活動
- (2) 脱炭素への協力及び推進活動
- (3) ごみの減量、資源化への協力及び推進活動
- (4) ごみの不法投棄に関する市への通報
- (5) 公害の発生又はそのおそれのある場合の市への通報
- (6) 河川、湖沼等の水質の汚濁に関する市への通報
- (7) 家庭排水浄化推進に関する活動
- (8) その他市長が必要と認める活動

2 エコガーディアンズは、当該年度の3月末日までにエコガーディアンズ活動報告書(様式第1号)を作成し、活動内容を市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第6条 エコガーディアンズは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

エコガーディアンズ活動報告書(年度)

氏 名 _____

活動年月日・時間	種 別 ※注 1	場 所	内 容	対 応
年 月 日 () (AM ・ PM :)				
年 月 日 () (AM ・ PM :)				
年 月 日 () (AM ・ PM :)				
年 月 日 () (AM ・ PM :)				
年 月 日 () (AM ・ PM :)				
年 月 日 () (AM ・ PM :)				
年 月 日 () (AM ・ PM :)				
年 月 日 () (AM ・ PM :)				

※注 1 種別欄に【環境美化・外来生物・脱炭素・ごみ減量及び資源化・不法投棄・公害・水質・家庭排水浄化推進・その他】から選択して記載